

## 横浜市就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業業務委託に関する質問への回答

標記業務委託の指名競争入札に関し、令和2年6月29日17時までに提出された質問項目について、次のとおり回答します。

設計書等該当箇所	質問項目	回 答
仕様書5(1)オ	パソコン講座の講師は複数名を登録し、講座の日、内容によって別の講師が担当してもよいのか。	パソコンスキル習得講座（以下、「講座」という。）の講師については、仕様書5(1)オ(ア)～(ウ)の要件を満たす者であれば、複数名登録し、講座の日、内容によって別の講師が担当しても差し支えありません。
仕様書5(2)イ	面談の一回当たりの時間の目安はあるのか。時間は適宜でよいのか。	面談は、仕様書5(2)イのとおり、講座の前後に行うことを基本とします。講座の前後にそれぞれ1時間ずつの面談を行うこととし、1人当たりの面談時間はその範囲内（1時間以内）を想定しています。 仕様書5(2)イのとおり、講座期間中に利用者1人当たり6回以上の面談を実施できるよう、講座前に2名の相談員がそれぞれ並行して別々の利用者に対する面談を実施し、講座後も同様に実施するなど、面談時間の枠の確保を確実に行ってください。
仕様書5(2)ウ	相談員はサポートステーションでの実務は3年以下であっても、臨床心理士の資格がある、他機関での支援経験があるなど支援を十分に行うことができると認められる者であれば可能か。	仕様書5(2)ウのとおり、サポートステーションで相談支援・就労支援に3年以上従事した経験がある者に限ります。
仕様書5(4)ア	進路決定者数には非正規雇用も含まれるか。	非正規雇用も含みます。
仕様書6(1)	相談員2名以上を登録し、固定の者が当たらなくとも可能か。	本事業に従事する相談員を2名より多くすることは可能ですが、設計書のとおり、相談員人件費は2人工分としています。 また、2名より多い相談員が本事業に従事する場合は、相談員間で利用者の状態等の情報共有を十分に行う、面談は極力利用者ごとに同じ相談員が担当するなど、配慮してください。

仕様書 6 (1)	当日講座に同席する相談員は1名でもよいのか。	<p>講座中の受講者全員の様子を確認し、継続受講に必要な相談支援や今後の進路調整の面談をしていただくため、基本的に、講座に同席する相談員は2名とします。</p> <p>ただし、受講者全員の様子を他の相談員に引き継ぐための十分な体制を取ることができる場合は、講座への同席を1名としても構いません。</p>
仕様書 6 (2)	講座講師補助者は相談員が兼務することは可能か。	<p>講座講師補助者は、遅れをとっている受講者へのパソコンスキルについてのフォローを行うことを想定しているため、相談員が兼務することはできません。</p>
仕様書 8	講座開始前 14 日までに市に報告した後、利用者の追加、変更は可能か。	<p>可能です。</p> <p>ただし、講座開始後（第1回目実施後）の利用者の追加はできません。</p>
その他	相談員、講師、講師補助者の交通費は認められるか。認められる場合は人件費に含まれるのか、それ以外となるか。	<p>相談員、講師、講師補助者の交通費分は委託料の人件費に含まれます。</p>